

助成事業実施基準

1 対象

- 1 財団の目的に添った活動であること。
 - 2 岡山県内で行われる活動であること。
 - 3 活動への参加に制限がなく、誰でも参加できるものであること。
 - 4 おおむね1年以上活動を続けていてそれを証明できる書類が提出できるもの。
 - 5 財団の定める期間内に（締切日）に、財団の定めた書式をもって応募されたものに限る。
 - 6 過去1年以内に他の助成を受けた者は除く。
- 岡山県内に所在する団体又は居住する個人。
- 当該年度において実績があること。

2 スポーツ活動

- 1 助成規定第2条第1項（1）の県民の健康増進を目的とは、
 - ① 基本的には、レクリエーションスポーツ及びニュースポーツをいうものとする。
- 2 助成規定第2条第1項（2）の競技力向上を目的とは
 - ① （財）岡山県体育協会加盟の競技種目とする。（スポ少、社会人、中学・高校の部活動等）
- 3 その他財団が必要と認めるもの。

2 文化活動

- 助成規定第2条第2項（1）の県民の豊かな心の形成を目的とは、
- ・ 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、文芸、生活文化、文化財、鑑賞団体等の活動に要する経費
 - ・ 埋もれた民謡や伝承の発掘、保存、継承に要する経費
 - ・ 民芸技術の継承と育成に要する経費
 - ・ 郷土芸能の歴史と自然の調査、研究に要する経費
 - ・ 民俗資料の収集と保存に要する経費
 - ・ 芸術、芸能又はその他の文化活動においてその成果を著述又は著作等により公表する経費
 - ・ 文化団体等の育成と指導に要する経費
 - ・ その他文化活動等を通じて県民文化の向上発展に寄与する経費

3 助成額

- 1 1件あたりの上限を10万円とする。
- 2 当面、スポーツ・文化各10件を目安とする。
- 3 財団の収支予算の範囲内とする。但し、理事会の承認を得て予備費として計上した金額の範囲内で増額することができる。

4 選考

- 1 選考委員会において、選考し、理事会において決定する。

附則

この助成事業実施基準は、平成16年10月1日から施行し、平成16年度から適用する。